

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p>
<p>第12条～第14条 <条文省略> (招集権者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議で定めた順序によって他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>第12条～第14条 <現行どおり> (招集権者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において定めた代表取締役がこれを招集し、その議長となる。当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議で定めた順序により、</u>他の取締役がこれに代わる。</p>
<p>第16条～第18条 <条文省略></p>	<p>第16条～第18条 <現行どおり></p>
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p>
<p>第19条～第22条 <条文省略> (代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 <条文省略></p> <p style="padding-left: 20px;">2 <条文省略></p> <p style="padding-left: 20px;">3 取締役会は、その決議によって、取締役会長、<u>取締役副会長、</u>取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集)</p>	<p>第19条～第22条 <現行どおり> (代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 <現行どおり></p> <p style="padding-left: 20px;">2 <現行どおり></p> <p style="padding-left: 20px;">3 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集)</p>
<p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。<u>取締役社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p style="padding-left: 20px;">2 <条文省略></p> <p style="padding-left: 20px;">3 <条文省略></p>	<p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において定めた代表取締役</u>がこれを招集し、その議長となる。<u>当該代表取締役に事故があるときは、</u>あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p style="padding-left: 20px;">2 <現行どおり></p> <p style="padding-left: 20px;">3 <現行どおり></p>
<p>第25条～第28条 <条文省略></p> <p style="padding-left: 40px;"><新設></p>	<p>第25条～第28条 <現行どおり> (<u>社外取締役との責任限定契約</u>)</p> <p>第29条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p>
<p>第29条～第37条 <条文省略></p> <p style="padding-left: 40px;"><新設></p>	<p>第30条～第38条 <現行どおり> (<u>社外監査役との責任限定契約</u>)</p> <p>第39条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p>
<p>第38条～第45条 <条文省略></p>	<p>第40条～第47条 <現行どおり></p>